

## 令和7年度 第1回朝倉市地域公共交通活性化協議会

日時 令和7年6月26日(木)14:00～

場所 ピーポート甘木 第2学習室

出席者 <委員>出席14名

<事務局>事務局 梅田部長、古賀課長、矢野係長、渡邊

( 次 第 )

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

事務局長よりあいさつ

### 3. 地域公共交通活性化協議会のあり方について (P.2～P8)

(事務局)

道路運送法施行規則、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき設置されている。市民生活に必要な交通手段の確保、維持改善を図るための計画「地域公共交通計画」策定に関する協議、実施に係る連絡調整及び将来的に持続可能な公共交通体系について協議する。市民代表者、交通事業者、行政、関係機関等で構成する。また、必要に応じて幹事会や運賃協議分科会を開催する。

### 4. 委嘱状交付及び役員選任等について

○委嘱状交付 新たに委員となった方へ委嘱状交付

○役員選任等 規則第五条第3項、第4項により、副会長をコミュニティ協議会会長 会床嶋委員、監事を身体障がい者協会友岡委員へ依頼

### 5. 議 事

#### (1) 報告事項

①令和6年度事業報告について (P.9)

(事務局)

令和6年度は6月・9月・11月・翌年1月の計4回開催しており、運賃協議分科会は6月と1月の2回開催。

(1)朝倉市地域公共交通活性化協議会規則改正を行い、運賃協議分科会を設置しました。

(2)あいのりタクシー上秋月・安川線について、運行業務委託事業者を入札で決定し、コースを一部変更した運行内容で2年間の事業を行うことを協議、決定。

(3)高木地区の公共交通について、令和6年4月より実証運行し、令和7年4月より一部運行内容を変更し本格運行することを決定。あいのりスクールバスは廃止している。

(4)市街地循環線について、運行開始後10年以上が経過し、市街地の生活拠点や道路状況が変化しているなか、市役所移転にあわせ、利便性の向上、市街地機能の強化のため見直しを行った。協議の結果、運行車両の小型化(10人乗り車いす対応車両)、コース変更、運行便数の減便などの運行概要を決定。

②令和6年度コミュニティバス運行実績について (P.10～12)

(事務局)

1.利用者数

コミュニティバスの総利用者数は前年度比 4.4%減の 16,863 人、実利用者数は前年度比 7.2%減の 553 人となっている。増加した 3 路線については、実利用者は大きく変動していないが、1 人当たりの利用回数が増加し、総利用者が増加している。一方、7 路線が減少しており、主な減少要因としては実利用者の減少と利用頻度が高かった利用者の利用頻度の低下による、1 人当たりの利用回数の減少が考えられる。

2.運行状況

福城線が 59.4%、美奈宜の杜線が 44.5%と比較的高く、黒川線が 6.5%、杷木東部線が 16.3%と低くなっている。便ごとの運行率については、90%以上、70%以上合わせて 14 便であり全体の 13.4%ある反面、10%未満が 41 便あり全体の 39%を占めている。

3.運行経費

総額59,593,710円、前年度比2.3%の増。運賃収入を差し引いた維持費は57,351,700円、前年度比2.2%の増。国庫補助金を引いた最終的な市費は50,567,700円、1人当たりの輸送経費は3,401円。

[質疑応答]

(委員)

利用促進とは何をやっているのか。

(事務局)

各地域出前講座を行い、今まで利用したことのない方に向けて、利用方法や質問の機会を設けている。年3～4回実施。

(委員)

R6の1人あたりの経費が3,401円というのは高い。今後はタクシーの補助を検討してみようか。

(事務局)

市の面積が広いので、タクシー料金が高額になると思われる。効率よく運行するために、AIの導入することも検討中。

③運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)の報告について(P.13)

(事務局)

現行案で提案し、承認

(2)協議事項

①令和6年度決算認定について(P.14,15) ※監査報告

(事務局)

歳入歳出決算報告。

(議長)ただいまの監査報告について、承認いただきました。

②令和7年度予算(案)について(P.16)

(事務局)

予算(案)について説明。

(議長)予算案について、承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

③地域公共交通計画(別紙(R8 年度地域公共交通確保維持事業))について(P.17~26)  
(事務局)

令和7年10月から令和8年9月までの令和8年度のコミュニティバス等の運行に対する国の補助金交付申請にあたり、協議会で承認をいただくもの。

- ・令和8年度からの3カ年の目標設定の考え方は、令和5年度と令和6年度の平均と増減率を基に算出。
- ・あいのり高木号については、令和6年4月から9月までの実績を基に算出。
- ・杷木エリアについては、令和6年10月から令和7年3月までの実績を基に算出。  
(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

④あいのり高木号の車両更新について(P.27~30)  
(事務局)

車両減価償却費補助金を申請するにあたり、計画の変更を行うもの。

- ・現在の10人乗り車両は、使用期間が10年を経過、走行距離は20万キロを超えている。故障が頻発している。利用状況を考慮し、8人乗り車両への小型化を検討。
- ・年間延べ利用者を200人以上とする。故障による運休がなく、計画通りに運行できる。10人乗り車両では入れなかった狭い道にも乗り入れることができ、利便性の向上が期待できる。
- ・購入費用は420万円を予定している。国庫補助金を差し引いた金額を朝倉市が負担。  
(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

⑤あいのりタクシー杷木エリアの本格運行について(P.31,32)  
(事務局)

令和6年10月から令和7年9月まで実証運行中。現在の運行内容のまま、令和7年10月からの本格運行を行いたい。

- ・実利用者数、延利用者数共に増加傾向。
- ・利用者の増加に伴い、予備車両の運行回数が増加。
- ・利用目的は、買い物や通院。杷木中心部に集中している。

[質疑応答]

(委員)

本格運行に向けての課題は

(事務局)

- ・杷木地域の端まで行き、普通のタクシーに切り替えて地域外に行っている。そのような利用が多くなると1台では賄いきれないこととなる。
- ・利用者数の増加による車両台数の増加。

(委員)

他のコミュニティバスでは 65 歳以上が運賃半額となっているが、杷木エリアでは運賃半額制度がない理由は。

(事務局)

地域の特性等から高齢者の利用を前提として 300 円という低価格な料金設定としている。

運賃の基準としては、路線バスの初乗り料金よりも高く、タクシーの初乗り料金よりも安い金額で設定している。この協議会で協議を行い、運賃協議会で決定している。

(委員)

1人あたりの運行経費が、エリア運行に変えた場合に経費面でのメリットがあるのか教えていただきたい。

(事務局)

杷木地域を例にすると、あいのりタクシー黒川線、杷木東部線に加え西鉄バス小石原・宝珠山線への運行補助金を合わせた金額がかかっていたのに対し、杷木エリアに見直しを行ったことで経費の削減ができています。また、利用者数も伸びているため、他のエリアにも波及させていければと考えています。

(委員)

杷木エリアの収支率はどのくらいか。

(事務局)

収支率は8%。利用者数が1000人弱で運賃が300円であるため、30万円にやや届かないくらいの数字となっている。

(委員)

例えば、収支率50%というのは難しいか

(事務局)

収支率50%は難しいが、他のあいのりタクシーは5%以下であるため、それに比べると良いのではないかと考える。

(委員)

市としては運行経費が下がったということであるが、事業者としては今後経営が成り立っていくのか不安。

(事務局)

市としても、事業者の利益も検討している。今は1台借り上げで、1人分の人件費を運行する日数分契約している。タクシー事業者と市が払う委託料とのギャップをなるべく埋めていきたいと考えています。

(委員)

人件費の高騰等で、利益が下がれば事業を撤退せざるを得ない。タクシー事業者が運行できなくなると市も地域住民も困る。お互い利益がないと継続は厳しくなるのでは。

(議長)

非常に難しい課題。公共交通の最後のよりどころがタクシーであるため、タクシー事業者がなくならないためのあり方を協議してほしい。

(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

#### ⑥朝倉地域の公共交通について(P.33～36)

現在の朝倉地域コミュニティバス(定時定路線運行)から、朝倉地域内を予約に応じて運行するエリア運行への見直し。

- ・朝倉地域コミュニティバスの運行開始当初(10年前)と比較すると、利用者は半減、運行経費は倍となっており、今後定時定路線で維持していくことが難しくなっている。
- ・エリア運行のメリットとして、目的地まで直接行くことができる、バス停まで行く必要がない、これまでバス停がなかった場所へも行くことができる、行きたいときに行くことができること

があげられる。

- ・エリア運行のデメリットとして、予約の状況によっては乗降時間が変動する可能性がある、予約をする必要がある。土曜日の運行がない、運賃の負担が大きくなることがあげられる。

[質疑応答]

(議長)

事業開始はいつか

(事務局)

来年度中、4月1日もしくは10月1日を考えている。

(委員)

朝倉地域内に西鉄バスが走っているが、この区間も移動できることになるのか。既存の路線との競合については考えなければならない。

(事務局)

既存の路線との共存を目指していきたい。比良松に支所がありスーパーや銀行もある。各地域から比良松に来て、比良松から西鉄バスで広域な移動をするイメージで考えている。

(委員)

国土交通省では、公共交通対策に3年間かなり力を入れていく。手厚い補助をしようという方針になっている。新たな交通空白を埋めるような取り組みの場合、補助が使える可能性があるため、検討して進めてもらえればと考える。

(委員)

定時定路線運行から区域運行にしたら経費は下がるかと考えるが、事業者への委託料の支払い額を下げる見通しで考えているのか。今の委託料よりも下がる場合は運行しないと言われる可能性が高いのではないか。また、試算はしているのか。

(事務局)

事業者と十分話し合いながらやっていきたいと考える。試算した結果、経費は下がる見込み。

(委員)

事業者の経営が成り立つようにしてもらえればいい。市町村の事業にタクシー利用者を取られていると言っても過言ではない。

(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

#### ⑦甘木市街地循環線の事業計画等について(P.37～40)

(事務局)

事業計画書(案) について提案。

(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

#### ⑧あいのりタクシー美奈宜の杜線の変更について(P.41)

(事務局)

市街地循環線のダイヤ変更に伴う、美奈宜の杜線のダイヤ変更について提案。

(議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

#### ⑨第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について(P.42～51)

九州運輸局より、地域公共交通計画の基本的な考え方について説明。

(事務局)

- ・現計画の総括(概要、目標の達成状況、数値目標の状況、課題と改善点)
  - ・第2期計画の骨子(案)について提案
- (議長)承認いただける方は挙手をお願いします。承認いただきました。

(3)その他

①年間スケジュールについて

第1回 6/26(本日) ・計画等承認

R7. 8月～R8.1月 2～3回開催予定

・第2期交通計画(案)協議、運賃協議分科会(杷木、循環線、杜線)、事業評価等

R8. 3月 ・第2期交通計画策定

6. その他

(1)次回日程 令和7年8月頃を予定(会場未定)

7. 閉会